

内川目コミュニティ会議規約

(目的)

第1条 内川目地域の身近な地域課題を掘り起こし、自ら解決するために考え、実践することによって、活力ある住み良い地域づくりに資するべく、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 本会は内川目コミュニティ会議と称し、事務所を内川目振興センター内に置く。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) コミュニティ整備計画の立案、策定及びその実施推進に関すること。
- (2) 地区の環境整備並びに発展に関すること。
- (3) 地域住民の生活を向上させる諸事業に関すること。
- (4) 内川目振興センター(内川目農村環境改善センター)の管理運営に関すること。
- (5) 自主防災会の設立・運営に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(構成員)

第4条 本会は、内川目地域内に居住する者及び第1条の目的に賛同する者で構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名

2 本会の役員は、第4条に規定する構成員の中から選出する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時又は欠けたときはこれを代理する。
- (3) 幹事は、本会の業務をおこなう。
- (4) 監事は、本会の会計及び業務を監査し総会にこれを報告する。

(代議員)

第8条 別表1に記載している組織から推薦された代議員をもって構成する。

- (1) 代議員は、役員と兼任できない。
- (2) 代議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 補欠により就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 本会に事務局長及び事務局次長を置く。

- (1) 事務局長及び事務局次長は会長が任命する。
- (2) 事務局長は、本会の会計、庶務を担当するものとする。
- (3) 事務局次長は、事務局長を補佐する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会とし、通常総会は毎年1回4月に、役員会は必要に応じて隨時開催するものとする。

2 会議の開催は、会長が招集するものとする。

3 本会の構成員数の半数以上の要請があったとき、又は会長が必要と認めるときは臨時総会を開催することができるものとする。

(総会)

第11条 総会は、代議員をもって構成するものとする。

2 総会は代議員の半数以上の出席者をもって成立し、その議事はその出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

3 総会の議長は出席者の中から選出する。

4 総会には次の案件を付議するものとする。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 役員の選出に関する事項
- (4) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他本会に関する重要な事項

(役員会)

第12条 役員会は、第5条で定める役員をもって組織し、次の事項を協議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 事業全般に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事業計画及び計画の変更について、総会を開催する暇がない場合は、役員会で協議し専決処分する事ができるものとする。
- (4) その他会長が必要と認めた事項

2 役員会は、役員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数以上の同意を得て決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

3 役員会の議長は、この会の執行機関の代表である会長がこれをおこなう。

4 本会の役員に必要に応じて手当を支給することができる。

(会 計)

第13条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。

(1) 市の交付金

(2) その他収入

2 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

3 新たに会計年度が始まっても、当該年度の予算が議決されていない場合は、議決されるまでの間、会長は、第13条第2項の規定に関わらず次の事務について、役員会に諮り執行できるものとする。

(1) 議決されるまでの間の事務処理に必要な経費の交付金前払い申請

(2) 議決されるまでの間の事務処理に必要な経費の支出

(3) 議決されるまでの間に必要なその事務

(委 任)

第14条 この規約に定めるもののほか自主防災会に関する規約及び必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成19年4月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年1月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月6日から施行する。